



2020年2月7日

各 位

上場会社名 昭和飛行機工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 田沼 千明
コード番号 7404 (東証第2部)
問合せ先 経営企画部長 太田 剛
(電話番号) 042-541-2103

団 体 名 BCPE Planet Cayman, L.P.
BCPE Planet GP, LLC (ジェネラルパートナー)
代表者名 Bain Capital Investors, LLC (上記メンバー)
Managing Director John Connaughton

ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピーによる
昭和飛行機工業株式会社普通株式 (証券コード7404) に対する公開買付けの実施及び
「昭和飛行機工業株式会社普通株式 (証券コード7404) に対する公開買付けに関するお知らせ」の一部訂正
に関するお知らせ

ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー (BCPE Planet Cayman, L.P.) は、本日、昭和飛行機工業株式会社の普通株式に対し、別添のとおり公開買付けを実施する旨を決定し、また、2020年1月23日付で公表した「昭和飛行機工業株式会社普通株式 (証券コード7404) に対する公開買付けに関するお知らせ」につき、一部記載の訂正がございましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー (公開買付者) が、昭和飛行機工業株式会社 (公開買付けの対象者) に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2020年2月7日付「昭和飛行機工業株式会社普通株式 (証券コード7404) に対する公開買付けの実施及び『昭和飛行機工業株式会社普通株式 (証券コード7404) に対する公開買付けに関するお知らせ』の一部訂正に関するお知らせ」

各位

団体名 BCPE Planet Cayman, L.P.
 BCPE Planet GP, LLC (ジェネラルパートナー)
 代表者名 Bain Capital Investors, LLC (上記メンバー)
 Managing Director John Connaughton

**昭和飛行機工業株式会社普通株式（証券コード7404）に対する公開買付けの実施及び
 「昭和飛行機工業株式会社普通株式（証券コード7404）に対する公開買付けに関するお知らせ」の一部訂正
 に関するお知らせ**

1. 昭和飛行機工業株式会社普通株式に対する公開買付けの実施について

2020年1月23日付で公表した「昭和飛行機工業株式会社普通株式（証券コード7404）に対する公開買付けに関するお知らせ」（以下「2020年1月23日付プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー（以下「公開買付者」といいます。）は、昭和飛行機工業株式会社（コード番号7404、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部（以下「東京証券取引所市場第二部」といいます。）上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式に対する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、①対象者の取締役会において本公開買付けに賛同する旨の意見表明決議がなされ、当該決議が撤回されていないこと、及び対象者の取締役会が設置した特別委員会が、対象者の取締役会に対して、本取引（2020年1月23日付プレスリリースの「1. 買付け等の目的等」の「（1）本公開買付けの概要」において定義されます。以下同じとします。）は、対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする意見を答申しており、かつ、かかる答申が撤回されていないこと、②本公開買付け又は株式会社三井E&Sホールディングス（以下「MES」といいます。）による本公開買付けへの応募を制限又は禁止するいかなる司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、その具体的なおそれもないこと、③MESが履行又は遵守すべき本応募契約上の義務を重要な点において履行していること、④MESの表明保証事項が重要な点において真実かつ正確であること、⑤法令等に基づき必要な届出が完了しており、待機期間も経過していること（以下「クリアランス取得」といいます。）、⑥本特別配当等臨時株主総会（訂正後の2020年1月23日付プレスリリースの「1. 買付け等の目的等」の「（1）本公開買付けの概要」において定義されます。以下同じとします。）における議決権その他の権利の行使に関する基準日及び本特別配当（2020年1月23日付プレスリリースの「1. 買付け等の目的等」の「（1）本公開買付けの概要」において定義されます。以下同じとします。）に係る基準日をそれぞれ本公開買付けの開始日の前営業日とする基準日の設定及び本特別配当等臨時株主総会の招集に関する対象者の取締役会決議並びに基準日設定公告が適法に行われ、かつ、撤回されておらず、また、当該基準日が適法に到来していること、並びに⑦対象者グループの事業等に重大な悪影響を及ぼす事由が発生しておらず、かつ、かかる事由が発生する合理的なおそれもないこと（以下、上記①から⑦までの条件を、「本公開買付開始条件」と総称します。）、が充足された場合（但し、本公開買付開始条件の一部又は全部が充足されない場合においても、公開買付者が自らの判断においてこれを放棄し、本公開買付けを実施することは制限されておりません。）、2020年2月10日に開始する予定としておりました。

本日現在、⑤クリアランス取得以外の本公開買付開始条件が充足されていることが確認され、⑤クリアランス取得については充足していない（公開買付者は2020年12月27日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。）第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されましたが、当該届出の受理後、2020年1月23日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2020年1月24日付で上記届出を取り下げ、公開買付期間中に、経済産業省の指示を受け次第速やかに、再度の届出を行うことを予定し

ております。)ものの、公開買付者が自らの判断において、当該条件を放棄し、本公開買付けを予定どおり、2020年2月10日から開始することになりましたのでお知らせいたします。

なお、対象者が本日付で公表した「ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー(BCPE Planet Cayman, L.P.)による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨並びに『ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー(BCPE Planet Cayman, L.P.)による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨のお知らせ』の一部訂正に関するお知らせ」によれば、対象者は、本日開催の取締役会においても、本公開買付けに関して、2020年1月23日時点の対象者意見(具体的には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見。なお、当該意見の詳細については、対象者が2020年1月23日付で公表した「ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー(BCPE Planet Cayman, L.P.)による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨のお知らせ」をご参照ください。)を変更しておらず、当該対象者意見は維持されているとのことです。

本公開買付けの詳細につきましては、2020年1月23日付プレスリリースをご参照ください。

なお、2020年1月23日付プレスリリースにおいて、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数を記載しており、当該最大数は、対象者が2019年11月8日に提出した第116期第2四半期報告書(以下「第2四半期報告書」といいます。)に2019年9月30日時点の発行済株式総数(33,606,132株)から、対象者が2019年10月29日に公表した「2020年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「第2四半期決算短信」といいます。)に記載された2019年9月30日時点の対象者が所有する自己株式数(991,575株)を控除した株式数(32,614,557株)(以下「旧買付予定数」といいます。)としておりましたが、対象者が2020年1月31日付で「2020年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「第3四半期決算短信」といいます。)を公表したことから、第3四半期決算短信の記載に照らして、第3四半期決算短信に記載された2019年12月31日時点の発行済株式総数(33,606,132株)から、第3四半期決算短信に記載された2019年12月31日時点の対象者が所有する自己株式数(991,785株)を控除した株式数(32,614,347株)が本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数となりますので、買付予定数を32,614,347株(以下「新買付予定数」といいます。)といたします。

また、買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数は、2020年1月23日付プレスリリースにおいては、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数である旧買付予定数(32,614,557株)に係る議決権の数である326,145個としておりましたが、対象者が2020年1月31日付で第3四半期決算短信を公表したことから、第3四半期決算短信の記載に照らして、新買付予定数(32,614,347株)に係る議決権の数である326,143個となります。

他方、2020年1月23日付プレスリリースにおいて、買付予定数の下限につき、第2四半期報告書に記載された2019年9月30日時点の発行済株式総数(33,606,132株)から、第2四半期決算短信に記載された2019年9月30日時点の対象者が所有する自己株式数(991,575株)を控除した株式数(32,614,557株)に係る議決権の数(326,145個)の3分の2(217,430個)に、対象者の単元株式数である100株を乗じた数(21,743,000株)としておりましたが、対象者が2020年1月31日付で第3四半期決算短信を公表したことから、第3四半期決算短信の記載に照らして、第3四半期決算短信に記載された2019年12月31日時点の発行済株式総数(33,606,132株)から、第3四半期決算短信に記載された2019年12月31日時点の対象者が所有する自己株式数(991,785株)を控除した株式数(32,614,347株)に係る議決権の数(326,143個)の3分の2(217,429個)(小数点切り上げ)に、対象者の単元株式数である100株を乗じた数(21,742,900株)が買付予定数の下限といたします。

2. 2020年1月23日付プレスリリースの一部訂正について

2020年1月23日付プレスリリースにつき、一部記載の訂正がございますので、併せてお知らせいたします。なお、下線部が訂正箇所となります。

【訂正前】

1. 買付等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

<中略>

対象者が本日付で公表した「ピーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー (BCPE Planet Cayman, L.P.) による対象者株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、公開買付者からの提案を踏まえ、本取引の一環として、本公開買付けの成立を条件に、2020年2月7日を基準日(以下「本特別配当基準日」といいます。)、2020年3月18日を効力発生日(注)として、対象者株式1株当たり631円(源泉徴収税額控除前、以下同じです。)の剰余金の配当(以下「本特別配当」といいます。)の実施、2020年3月17日開催予定の臨時株主総会の招集並びに本特別配当を行うための資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少(以下「本減資等」といいます。)を本特別配当等臨時株主総会に付議することを決議したとのことです。なお、対象者は併せて、同日開催の取締役会において、本特別配当等臨時株主総会の基準日を2020年2月7日とすることを決議したとのことです。また、本特別配当の支払いは、本公開買付けに係る決済の開始日の後、速やかに行われる予定であるとのことです。本特別配当、本減資等及び本特別配当等臨時株主総会の詳細につきましては、対象者が本日付で公表した「資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少、剰余金の配当(特別配当)、剰余金の配当(特別配当)に関する基準日設定及び令和2年3月期(第116期)配当予想の修正、臨時株主総会招集のための基準日設定並びに臨時株主総会開催日及び付議議案の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

(注) 本特別配当の実施は、本公開買付けの成立を条件としているため、本公開買付けに係る買付け等の期間が延長された場合には、本特別配当の効力発生日も当該延長後の買付け等の期間終了以降の日に変更する予定とのことです。

<中略>

公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、株式会社三井住友銀行(以下「本金融機関」といいます。)からの借入れ(以下「本銀行融資」といいます。)及びBCPE Planet Holdings Cayman, L.P.からの出資(以下「本出資」といいます。)により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに、本銀行融資及び本出資を受けることを予定しております。また、本特別配当は対象者の本特別配当の効力発生日時点における分配可能額の範囲で行われることとなりますが、公開買付者は、対象者において本特別配当の支払いに要する現金の額及び対象者の保有する現預金やその事業運営に要する現預金の水準等を勘案し、本公開買付けが成立し公開買付者が対象者を子会社とした後に、公開買付者が本銀行融資及び本出資で調達した資金の一部を対象者に貸し付ける予定であり、対象者は、本特別配当の支払いに要する資金の全部又は一部を当該公開買付者からの借入れにより賄うことを予定しているとのことです。なお、本銀行融資に係る融資条件の詳細は、本金融機関と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式が担保に供されること、及び下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手続を通じて対象者が公開買付者の完全子会社となった後は、本銀行融資に関して、対象者を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、対象者の一定の資産等が担保に供されることが予定されております。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

<中略>

なお、対象者としては、上記のとおりベインキャピタル及びMESから提案された本取引のスキームは、対象者の株主が特別配当の形で本取引の対価の一部を受領することとするものですが、特別配当を実施するためには対象者の株主総会決議が必要であり、対象者の株主は特別配当を実施する

か否かについて選択権を有しております。そのため、かかる選択権を対象者の株主に与え、株主にその判断を委ねることは対象者の株主の利益を害するものではないと考えられることから、対象者は、本取引の対価を含む本取引の諸条件を踏まえ、本特別配当等臨時株主総会に、特別配当に関連する議案を付議することに応じることとしたとのことです（関連する議案の詳細等については下記「③対象者における意思決定の過程及び理由」をご参照ください）。MES によれば、MES は本応募契約に従って、本特別配当等臨時株主総会において、本特別配当の実施及びそのための資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少に係る議案に賛成の議決権を行使する予定とのことです。

<中略>

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、公開買付者が対象者の親会社である MES との間で本応募契約を締結していることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を実施いたしました。上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、MES は、本応募契約上、本公開買付けにその所有する対象者株式 16,241,793 株（所有割合 49.80%）（本日現在）及び三井住友信託銀行株式会社に対して信託譲渡し、さらに日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託譲渡されている対象者株式 945,000 株（所有割合 2.90%）（本日現在）の全て（合計 17,186,793 株、所有割合 52.70%）を応募し、また日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社をして応募させるとともに、MES マシナリーをして、三井住友信託銀行株式会社に対して信託譲渡し、さらに日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対して再信託譲渡されている対象者株式 4,186,000 株（所有割合 12.83%）（本日現在）の全て（合計 2,137,293 株、所有割合 65.53%）を応募させることに合意していることに鑑みると、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考えられることから、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定しておりません。もっとも、本公開買付けにおいては、公開買付者及び対象者において以下のような措置が実施されていることから、公開買付者としては、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定していないとしても、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

<中略>

⑤ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、対象者との間で、本公開買付けへの賛同や応募推奨を義務付ける合意は行っておりませんが、また、対象者株券等について公開買付者以外の買収提案者の出現や当該提案者が当社との間で接触等を行うことを制限する取引保護条項を含む合意等も行っておりません。

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「②公開買付者と対象者及び MES との協議、公開買付者による意思決定の過程等」に記載のとおり、MES は MES の所有する対象者株式を含む対象者株式の取得に関して複数の企業に打診することによる入札プロセスを実施しており、一定の競争状態において、5社程度の買付候補者との比較を通じて、MES により公開買付者が最終買付候補者として選定された経緯があります。したがって、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は既に十分設けられていたと考えております。

<後略>

【訂正後】

1. 買付等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

<中略>

対象者が本日付で公表した「ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー(BCPE Planet Cayman, L.P.)による対象者株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨のお知らせ」及び対象者が 2020 年 2 月 7 日付で公表した「ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー(BCPE Planet Cayman, L.P.)による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨並びに『ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー(BCPE Planet Cayman, L.P.)による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨のお知らせ』の一部訂正に関するお知らせ」(以下、総称して「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2020 年 1 月 23 日開催の取締役会において、公開買付者からの提案を踏まえ、本取引の一環として、本公開買付けの成立を条件に、2020 年 2 月 7 日を基準日(以下「本特別配当基準日」といいます。)、2020 年 3 月 18 日を効力発生日(注)として、対象者株式 1 株当たり 631 円(源泉徴収税額控除前、以下同じです。)の剰余金の配当(以下「本特別配当」といいます。)の実施、2020 年 3 月 17 日開催予定の臨時株主総会(以下「本特別配当等臨時株主総会」といいます。)の招集並びに本特別配当を行うための資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少(以下「本減資等」といいます。)を本特別配当等臨時株主総会に付議することを決議したとのことです。さらに、対象者は、2020 年 2 月 7 日開催の取締役会において、これらに加え、本特別配当を行うための剰余金の処分も本臨時株主総会に付議することを決議したとのことです。なお、対象者は併せて、2020 年 1 月 23 日開催の取締役会において、本特別配当等臨時株主総会の基準日を 2020 年 2 月 7 日とすることを決議したとのことです。また、本特別配当の支払いは、本公開買付けに係る決済の開始日の後、速やかに行われる予定であるとのことです。本特別配当、本減資等及び本特別配当等臨時株主総会の詳細につきましては、対象者が本日付で公表した「資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少、剰余金の配当(特別配当)、剰余金の配当(特別配当)に関する基準日設定及び令和 2 年 3 月期(第 116 期)配当予想の修正、臨時株主総会招集のための基準日設定並びに臨時株主総会開催日及び付議議案の決定に関するお知らせ」及び対象者が 2020 年 2 月 7 日付で公表した「臨時株主総会開催時刻及び付議議案変更に関するお知らせ」をご参照ください。

(注) 本特別配当の実施は、本公開買付けの成立を条件としているため、本公開買付けに係る買付け等の期間が延長された場合には、本特別配当の効力発生日も当該延長後の買付け等の期間終了以降の日に変更する予定とのことです。

<中略>

公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、株式会社三井住友銀行(以下「本金融機関」といいます。)からの借入れ(以下「本銀行融資」といいます。)及び BCPE Planet Holdings Cayman, L.P. からの 52 億円の出資(以下「本出資」といいます。)により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに、本銀行融資及び本出資を受けることを予定しております。また、本特別配当は対象者の本特別配当の効力発生日時点における分配可能額の範囲で行われることとなりますが、公開買付者は、対象者において本特別配当の支払いに要する現金の額及び対象者の保有する現預金やその事業運営に要する現預金の水準等を勘案し、本公開買付けが成立し公開買付者が対象者を子会社とした後に、公開買付者が本銀行融資及び本出資で調達した資金の一部を対象者に貸し付ける予定であり、対象者は、本特別配当の支払いに要する資金の全部又は一部を当該公開買付者からの借入れにより賄うことを予定しているとのことです。なお、本銀行融資に係る融資条件の詳細は、本金融機関と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式が担保に供されること、及び下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手續を通じて対象者が公開買付者の完全子会社となった後は、本銀行融資に関して、対象者を公開買付者

の連帯保証人とし、かつ、対象者の一定の資産等が担保に供されることが予定されております。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

<中略>

なお、対象者としては、上記のとおりペインキャピタル及びMESから提案された本取引のスキームは、対象者の株主が特別配当の形で本取引の対価の一部を受領することとするものですが、特別配当を実施するためには対象者の株主総会決議が必要であり、対象者の株主は特別配当を実施するか否かについて選択権を有しております。そのため、かかる選択権を対象者の株主に与え、株主にその判断を委ねることは対象者の株主の利益を害するものではないと考えられることから、対象者は、本取引の対価を含む本取引の諸条件を踏まえ、本特別配当等臨時株主総会に、特別配当に関連する議案を付議することに応じることとしたとのことです（関連する議案の詳細等については対象者が2020年1月23日付で公表した「資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少、剰余金の配当（特別配当）、剰余金の配当（特別配当）に関する基準日設定及び令和2年3月期（第116期）配当予想の修正、臨時株主総会招集のための基準日設定並びに臨時株主総会開催日及び付議議案の決定に関するお知らせ」及び対象者が2020年2月7日付で公表した「臨時株主総会開催時刻及び付議議案変更に関するお知らせ」をご参照ください。）。MESによれば、MESは本応募契約に従って、本特別配当等臨時株主総会において、本特別配当の実施及びそのための資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少に係る議案に賛成の議決権を行使する予定とのことです。

<中略>

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、公開買付者が対象者の親会社であるMESとの間で本応募契約を締結していることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を実施いたしました。上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、MESは、本応募契約上、本公開買付けにその所有する対象者株式16,241,793株（所有割合49.80%）（本日現在）及び三井住友信託銀行株式会社に対して信託譲渡し、さらに日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託譲渡されている対象者株式945,000株（所有割合2.90%）（本日現在）の全て（合計17,186,793株、所有割合52.70%）を応募し、また日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社をして応募させるとともに、MESマシナリーをして、三井住友信託銀行株式会社に対して信託譲渡し、さらに日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対して再信託譲渡されている対象者株式4,186,000株（所有割合12.83%）（本日現在）の全て（合計21,372,793株、所有割合65.53%）を応募させることに合意していることに鑑みると、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考えられることから、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定していません。もっとも、本公開買付けにおいては、公開買付者及び対象者において以下のような措置が実施されていることから、公開買付者としては、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定していないとしても、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

<中略>

⑤ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、対象者との間で、本公開買付けへの賛同や応募推奨を義務付ける合意は行っておりませんが、また、対象者株券等について公開買付者以外の買収提案者の出現や当該提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限する取引保護条項を含む合意等も行っておりません。

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「②公開買付者と対象者及びMESとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」に記載のとおり、MESはMESの所有する対象者株式を含む対象者株式の取得に関して複数の企業に打診することによる入札プロセスを実施しており、一定の競争状態において、5社程度の買付候補者との比較を通じて、MESにより公開買付者が最終買付候補者として選定された経緯があります。したがって、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は既に十分設けられていたと考えております。

<後略>

【訂正前】

2. 買付け等の概要

<中略>

(2) 日程等

<中略>

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はございません。

<中略>

(8) 決済の方法

<中略>

② 決済の開始日

2020年3月17日(火曜日)

<中略>

(9) その他買付け等の条件及び方法

<中略>

② 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

<中略>

③ 応募株主等の契約の解除権についての事項

<中略>

④ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

<中略>

⑤ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

<中略>

⑥ 公開買付けの結果の開示の方法

<中略>

⑦ その他

<後略>

【訂正後】

2. 買付け等の概要

<中略>

(2) 日程等

<中略>

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、2020年3月25日(水曜日)まで

(30 営業日) となります。

<中略>

(8) 決済の方法

<中略>

② 決済の開始日

2020 年 3 月 17 日 (火曜日)

(注) 法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、2020 年 4 月 1 日 (水曜日) となります。

<中略>

(9) その他買付け等の条件及び方法

<中略>

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、公開買付者は、2019 年 12 月 27 日付で、外国為替及び外国貿易法 (昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。) 第 27 条第 1 項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。当該届出の受理後、2020 年 1 月 23 日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の 30 日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2020 年 1 月 24 日付で上記届出を取り下げ、公開買付期間中に、経済産業省の指示を受け次第速やかに、再度の届出を行うことを予定しております。当該再度の届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまで、30 日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として、待機期間が 5 ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、公開買付期間 (延長した場合を含みます。) 満了の日の前日までに、上記の待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

<中略>

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

<中略>

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

<中略>

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

<中略>

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

<中略>

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

<中略>

⑧ その他

<後略>

【訂正前】

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容その他買付け等の条件及び方法

① 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無

対象者は、本日開催の取締役会において、当該時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

上記対象者の取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。
<後略>

【訂正後】

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容その他買付け等の条件及び方法

① 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無

対象者は、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を実行することは対象者の企業価値の向上に資するものであり、かつ、本公開買付価格は妥当性を有するものと考えており、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することが相当であると判断したことから、本日開催の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

上記対象者の取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。
<後略>

3. その他

本プレスリリースは、本公開買付けの実施及び2020年1月23日付プレスリリースの一部訂正を一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本プレスリリース又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

以 上